

事務連絡
平成17年10月31日

都道府県・政令指定都市
男女共同参画担当課（室） 御中

内閣府男女共同参画局

男女共同参画社会基本法の趣旨と異なる不適切な事例に関する内閣府の考え方について

現在、男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）の改定に向けての検討を進めているところですが、男女共同参画の推進に当たっては、日ごろから御尽力いただき、感謝申し上げます。

本年10月12日の国会において、男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）の趣旨と異なる不適切な事例等について議論されていることから、内閣府の考え方を整理した資料を別紙のとおり作成しましたので、御参照、御活用いただきますようお願いします。併せて、関係部署、管内市（区）町村にも御周知いただきますようお願い申し上げます。国会における質疑につきましては、国会（衆議院・参議院）から議事録がホームページ等で公開されているところですが、標記関係部分について御参考までにお送りします。

なお、男女共同参画社会の正しい理解については、これまで以下のとおりお示ししてきたところです。

- ①「ジェンダー・フリー」の使用に関する国会における質疑について（平成16年4月5日付け事務連絡）
- ②「ジェンダー」に関する国会における質疑について（平成16年12月28日付け事務連絡）
- ③「男女共同参画社会について」のHP掲載について（平成17年6月30日付け事務連絡）
- ④「男女共同参画と少子化対策について」（平成17年6月23日小泉内閣メールマガジン）

今後とも、基本法の趣旨を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていただきますようお願い申し上げます。

(別紙)

男女共同参画社会基本法の趣旨と異なる不適切な事例に関する内閣府の考え方

1 「過激な性教育」及びいわゆる「ジェンダーフリー教育」に関連し、文部科学省においては、学習指導要領等に照らして、教育分野における不適切な事例があれば、教育委員会等と連携して適切に対処すべく取り組んでおります。

内閣府としても、今後とも教育行政を所管する文部科学省と連携を図りながら、男女共同参画社会についての正確な理解のための普及啓発、指導等に努めてまいります。

(1) 「過激な性教育」について

現行の基本計画の「学校における性教育の充実」の項目においては、「学校においては、児童生徒の発達段階に応じた性に関する科学的知識や、生命尊重・人間尊重・男女平等の精神に基づく異性観、自ら考え判断する意思決定の能力を身に付け、望ましい行動を取れるようにするため、学校教育活動全体を通じて性教育の充実に努める。」と書かれております。

このように基本計画は、児童生徒の発達段階に応じた性教育を重視しており、決して「過激な性教育」を容認するものではありません。

学校における性教育については、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえて行われるべきであり、これを逸脱する「過激な性教育」の事例があるとすれば、男女共同参画が目指すものとは全く異なります。

(2) いわゆる「ジェンダーフリー教育」について

「ジェンダーフリー」という用語は、基本法、基本計画において使用しておりませんし、内閣府として使用しておりません。

また、男女共同参画社会は、画一的に男女の違いを無くし人間の中性化を目指すものではありません。

児童生徒の発達段階を踏まえない男女同室着替え、男女同室宿泊等の事例については、明らかに非常識な行為であり、男女共同参画が目指すものとは全く異なります。

2 地域の施設におけるトイレの男女別の色別表示は、あくまでも当該施設のデザインの問題であります。利用者等の御意見を十分に聞きながら、地域の施設として活用されるよう地域で判断すべきであり、男女共同参画の趣旨から導き出される事柄ではありません。

内閣府としては、今後とも、男女共同参画社会についての正確な理解のための普及啓発、指導等に努めてまいります。

(参考)

国会における質疑の概要（国会議事録抜粋）

問) 男女共同参画社会の本質とジェンダーフリーが混同されている気がするが見解如何。

答) (略) 男女の性差に基づいて、例えばトイレの使用、脱衣場の使用、宿舎等の使用について混同を生じる例があるんじゃないとか、あるいは過剰な性教育をするものがあるんじゃないとかというようなことを指摘する向きがありました。

当然ながら、男女共同参画社会というときに、そのようなことを許容するというようなことを言ったことはございませんし、そのような趣旨ではございません。

当然これは、日本においては特にその点を強調されるわけですが、諸外国に比べて、女性は出産に際しては職場をやめる人が七割にもなる、そして、戻ろうとするともうパートしかないとか、職場においても男女の性差によるいろいろな労働内容が違ったり、社会においてもさまざまな差があったりする、それをなくして男女とも適切な共同参画社会をつくっていこうというのが本旨であります。

その中の一部の言葉等を使って履き違えるという事態が何例か見られたということが例示されまして、強く反発される国会議員の方もおられたわけでございますが、そのようなことは男女共同参画政策の本旨で全くございませんのと同時に、全くの履き違いであるということでございますから、この間も、男女共同参画推進連携会議というところでも、そのような履き違い、あるいは逆に弊害というものがあるとすれば、これは断固正さなきやならないという議論が行われました。そして、もしそれが間違って伝えられているようなところがあれば、これを正そうという方向になっております。

(略) ジェンダーフリーという言葉は、そもそも使われておりません。そしてまた、ジェンダーフリーがフリーセックスと同義であるというような語法で使われているということも、ほとんど皆無なであります、何か事例があるということを言われるものですから、そういうものは間違いであるということを申し上げているわけです。

こういったことを徹底するためにも、私ども、今回の検討の過程で、地方公共団体等あるいは教育関係についても、これは文部科学省にもしっかりと言っていかなきやなりませんが、教育の自由とかそういうものがあるという見地もありますけれども、それは、そういう教育が自由であるということは全くの履き違いでございますので、しっかり対応するという方針で今おります。(略)

(平成17年10月12日 衆議院内閣委員会 (質問者:遠藤宣彦議員(自由民主党)、答弁者:細田内閣官房長官)